

2020年3月31日  
株式会社ジャックス

### クレジットカード会員規約改定について

クレジットカード会員規約及びローンカード会員規約の一部を改定いたします。

#### 1. 適用開始日

2020年4月1日

#### 2. 対象となる会員規約

ジャックスカード会員規約

ジャックスカードゴールド会員規約

ジャックスカードプラチナ会員規約

ジャックスカード（リボルビング払い専用）会員規約

ローンカード会員規約

#### 3. 改定内容

下記のとおりとなります。

※お持ちのカードの種類により、条項番号、条文内容が一部異なる場合があります。

※改定後の会員規約全文は、当社ホームページで確認できます。

##### (1) 以下のカード会員規約の改定内容

ジャックスカード会員規約

ジャックスカードゴールド会員規約

ジャックスカードプラチナ会員規約

ジャックスカード（リボルビング払い専用）会員規約

(改定前)	(改定後)
<b>第一章一般条項</b> <b>第1条（本会員及び家族会員）</b> 5. 本会員及び家族会員（以下両者を「会員」といいます。）と当社との契約は、 <u>当社が入会を承認したときに成立します。</u>	<b>第一章一般条項</b> <b>第1条（本会員及び家族会員）</b> 5. 本会員及び家族会員（以下両者を「会員」といいます。）と当社との契約は、 <u>会員が当社に入会の申込みをし、当社が所定の審査のうえ、必要な手続きを完了したと</u>

	きに成立します。
<p><b>第2条（カードの貸与・有効期限）</b></p> <p>4. カードは、会員のみが利用でき、他人に<u>貸与したり</u>、譲渡、質入れ、担保提供等することはできません。また、会員は、現金化（現行紙幣・貨幣の購入もこれに該当します）を目的として、商品・サービスの購入等にカードのショッピング利用枠を利用してはならず、また違法な取引や不適切な取引に利用することはできません。</p>	<p><b>第2条（カードの貸与・有効期限）</b></p> <p>4. カードは、会員のみが利用でき、他人に<u>貸与</u>、譲渡、質入れ、担保提供等することはできません。また、会員は、現金化（現行紙幣・貨幣の購入もこれに該当します）を目的として、商品・サービスの購入等にカードのショッピング利用枠を利用してはならず、また違法な取引や不適切な取引に利用することはできません。</p>
<p><b>第5条（カードの利用可能枠）</b></p> <p>3. 第1項の定めにかかわらず、支払方法が<u>翌月1回払以外（第二章カードショッピング条項第2条第1項をご参照ください。）</u>のカードショッピング（利用後に支払方法を翌月1回払よりリボルビング払に変更する場合があります。）の利用可能枠は、当社が割賦販売法の規制に基づき会員単位で別に定める割賦販売ショッピング利用可能枠までとし、割賦販売ショッピング利用可能枠の増枠は当社が認めた場合のみとします。会員の翌月1回払以外のカードショッピング利用残高が第1項で決定した利用可能枠の範囲内であっても、割賦販売ショッピング利用可能枠を超える場合は、新たに翌月1回払以外のカードショッピングを利用することはできないものとします。また、会員が当社から複数枚のカードを貸与されている場合、各カードの翌月1回払以外のカードショッピング合計利用残高は割賦販売ショッピング利用可能枠の範囲を超えないものとします。なお、当社が、当社又は他社における翌月1回払以外のカード</p>	<p><b>第5条（カードの利用可能枠）</b></p> <p>3. 第1項の定めにかかわらず、支払方法が<u>第二章カードショッピング条項第2条第1項</u>で定める<u>翌月1回払以外のカードショッピング</u>（利用後に支払方法を翌月1回払よりリボルビング払に変更する場合があります。）の利用可能枠は、当社が割賦販売法の規制に基づき会員単位で別に定める割賦販売ショッピング利用可能枠までとし、割賦販売ショッピング利用可能枠の増枠は当社が認めた場合のみとします。会員の翌月1回払以外のカードショッピング利用残高が第1項で決定した利用可能枠の範囲内であっても、割賦販売ショッピング利用可能枠を超える場合は、新たに翌月1回払以外のカードショッピングを利用することはできないものとします。また、会員が当社から複数枚のカードを貸与されている場合、各カードの翌月1回払以外のカードショッピング合計利用残高は割賦販売ショッピング利用可能枠の範囲を超えないものとします。なお、当社が、当社又は他社における翌月1回払以外のカードシ</p>

<p>ショッピング利用状況もしくは支払状況又は信用状態並びに割賦販売法の規制等により必要と認めた場合は、会員に通知することなく、いつでも割賦販売ショッピング利用可能枠を減枠できるものとします。</p> <p>4. 会員は当社が認めた場合を除き、第1項から第3項に定める利用可能枠（以下「各利用可能枠」といいます。）を超えるカード利用（<u>本項では各利用可能枠の対象となるカード利用のことをいいます。</u>）はできないものとします。また、当社の承認を得ずに各利用可能枠を超えてカード利用をした場合は、各利用可能枠を超えた金額を一括して直ちにお支払いいただきます。</p>	<p>用状況もしくは支払状況又は信用状態並びに割賦販売法の規制等により必要と認めた場合は、会員に通知することなく、いつでも割賦販売ショッピング利用可能枠を減枠できるものとします。</p> <p>4. 会員は当社が認めた場合を除き、第1項から第3項に定める利用可能枠（以下「各利用可能枠」といいます。）を超えるカード利用（<u>各利用可能枠の対象となるカード利用のことをいい、以下本項において同様とします。</u>）はできないものとします。また、当社の承認を得ずに各利用可能枠を超えてカード利用をした場合は、各利用可能枠を超えた金額を一括して直ちにお支払いいただきます。</p>
<p><b>第7条（お支払）</b></p> <p>5. <u>前二項にかかわらず、当社が提携する金融機関等が設置する現金自動貸付機等によって、当社又は当該設置金融機関等の定めるところにより随時弁済をすることができる場合もあります。</u></p> <p>6. ご利用代金明細書は、電磁的方法又はハガキ・封書の郵送による方法にて本会員に通知します。本会員が電磁的方法による通知を希望しない場合、又は口座振替の登録をされていない場合（当社が口座振替の登録を完了していない場合を含</p>	<p><b>第7条（お支払）</b></p> <p>5. <u>会員は、当社が、前項に定める支払いその他の本会員が当社に対して負う債務の支払いについて、当社又は金融機関所定の時刻までに振込みを完了するものとし、当該振込みの完了が当該時刻を過ぎた場合に、翌営業日の支払いと取り扱うことができることに異議がないものとします。</u></p> <p>6. <u>前三項にかかわらず、当社が提携する金融機関等が設置する現金自動貸付機等によって、当社又は当該設置金融機関等の定めるところにより随時弁済をすることができる場合もあります。</u></p> <p>7. ご利用代金明細書は、電磁的方法又はハガキ・封書の郵送による方法にて本会員に通知します。本会員が電磁的方法による通知を希望しない場合、又は口座振替の登録をされていない場合（当社が口座振替の登録を完了していない場合を含</p>

<p>む) は、ご利用代金明細書を郵送にて送付します。この場合、本会員は当社所定の発行手数料を支払うものとします。但し、当月の請求に法令に基づく交付義務の対象となるご利用分及び当社が必要と認めるご利用分が含まれる場合、当該発行手数料は無料とします。発行手数料を徴求する場合には、当社は本会員に徴求内容を通知又はホームページ等で公表するものとします。徴求内容について通知又は公表がなされた後に会員がカードを使用したときは、会員はその内容を承諾したとみなすことに異議がないものとします。</p> <p>7. (1) ご利用代金明細書を電磁的方法により登録をされている場合でも、ご利用代金の明細数が当社所定のデータ量を超えた場合、データ量を超えたご利用代金の明細については、ハガキ又は封書の郵送による方法にてご利用代金明細書を別途通知することを本会員はあらかじめ承諾するものとします。(2) ご利用代金明細書をハガキ又は封書の郵送による方法で送付している場合でも、ご利用代金の明細数が当社所定のデータ量を超えた場合、データ量に応じて複数のハガキ又は封書に分けてご利用代金明細書を郵送することを本会員はあらかじめ承諾するものとします。</p>	<p>む) は、ご利用代金明細書を郵送にて送付します。この場合、本会員は当社所定の発行手数料を支払うものとします。但し、当月の請求に法令に基づく交付義務の対象となるご利用分及び当社が必要と認めるご利用分が含まれる場合、当該発行手数料は無料とします。発行手数料を徴求する場合には、当社は本会員に徴求内容を通知又はホームページ等で公表するものとします。徴求内容について通知又は公表がなされた後に会員がカードを使用したときは、会員はその内容を承諾したとみなすことに異議がないものとします。</p> <p>8. (1) ご利用代金明細書を電磁的方法により登録をされている場合でも、ご利用代金の明細数が当社所定のデータ量を超えた合、データ量を超えたご利用代金の明細については、ハガキ又は封書の郵送による方法にてご利用代金明細書を別途通知することを本会員はあらかじめ承諾するものとします。(2) ご利用代金明細書をハガキ又は封書の郵送による方法で送付している場合でも、ご利用代金の明細数が当社所定のデータ量を超えた場合、データ量に応じて複数のハガキ又は封書に分けてご利用代金明細書を郵送することを本会員はあらかじめ承諾するものとします。</p>
<p><b>第 8 条 (日本国外の利用代金の円への換算)</b>      会員の日本国外におけるカード利用による支払金は、所定の売上票又は伝票記載の外貨額を当社又は <u>Visa</u> もしくは <u>Mastercard</u> もしくは JCB 所定の方法で日本円へ換算のうえ、前条に準じてお支払いいただきます。</p>	<p><b>第 8 条 (日本国外の利用代金の円への換算)</b>      会員の日本国外におけるカード利用による支払金は、所定の売上票又は伝票記載の外貨額を当社又は <u>Visa</u>、<u>Mastercard</u> もしくは JCB 所定の方法で日本円へ換算のうえ、前条に準じてお支払いいただきます。</p>

<p><b>第 12 条 (反社会的勢力の排除)</b></p> <p>1. カードの入会申込者及び会員は、カードの入会申込者及び会員が、現在、次のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。(1)暴力団。(2)暴力団員及び暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者。(3)暴力団準構成員。(4)暴力団関係企業。(5)総会屋等。(6)社会運動等標榜ゴロ。(7)特殊知能暴力集団等。(8)前各号の共生者。<u>(9)その他前各号に準ずる者。</u></p> <p>5. 第 4 項の規定の適用により、当社に損失、損害又は費用 (以下「損害等」といいます。)が生じた場合には、<u>会員は</u>、これを賠償する責任を負うものとします。また、第 4 項の規定の適用により、<u>会員に損害等</u>が生じた場合にも、<u>会員は</u>、当該損害等について当社に請求をしないものとします。</p> <p>6. 第 4 項の規定に基づき会員資格が喪失した場合でも、当社に対する未払債務があるときは、<u>それが完済されるまでは本規約の関連条項が適用されるものとします。</u></p>	<p><b>第 12 条 (反社会的勢力の排除)</b></p> <p>1. カードの入会申込者及び会員は、カードの入会申込者及び会員が、現在、次のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。(1)暴力団。(2)暴力団員及び暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者。(3)暴力団準構成員。(4)暴力団関係企業。(5)総会屋等。(6)社会運動等標榜ゴロ。(7)特殊知能暴力集団等。(8)前各号の共生者。<u>(9)テロリスト等 (疑いがある場合を含む)。</u> <u>(10)その他前各号に準ずる者。</u></p> <p>5. 第 4 項の規定の適用により、当社に損失損害又は費用 (以下「損害等」といいます。)が生じた場合には、<u>カードの入会申込者及び会員は</u>、これを賠償する責任を負うものとします。また、第 4 項の規定の適用により、<u>カードの入会申込者及び会員に損害等</u>が生じた場合にも、<u>カードの入会申込者及び会員は</u>、当該損害等について当社に請求をしないものとします。</p> <p>6. 第 4 項の規定に基づき会員資格が喪失した場合でも、当社に対する未払債務があるときは、<u>当該未払債務が完済されるまでは本規約の関連条項が適用されるものとします。</u></p>
<p><b>第 14 条 (期限の利益喪失)</b></p> <p>2. 本会員が次のいずれかに該当したときは、当然に期限の利益を失い当社に対する一切の未払債務を直ちにお支払いいただきます。(1)カードショッピングの支払</p>	<p><b>第 14 条 (期限の利益喪失)</b></p> <p>2. 本会員が次のいずれかに該当したとき <u>(但し、第 3 号から第 6 号までの事由については、当社が当該事由の発生を知ったとき)</u> は、当然に期限の利益を失い当</p>

<p>金のいずれか一つでも支払を遅滞し、当社から 20 日間以上の相当な期間を定めてその支払を書面で催告を受けたにもかかわらず、その期限までにお支払いのなかったとき。但し、第 2 号の場合を除く。(2) 売買契約等に基づく商品等購入又は役務提供の目的・内容が会員にとって営業のためのものであるなど割賦販売法第 35 条の 3 の 60 第 1 項に該当する場合は、カードショッピングの支払金の支払を 1 回でも遅滞したとき。(3) 自ら振出した手形、小切手が不渡りになったとき又は一般の支払を停止したとき。(4) 強制執行、保全処分又は滞納処分を受けたとき。(5) 破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、特別清算、清算、その他倒産手続の申立てを受けたとき又は自らこれらの申立てもしくは調停・特定調停の申立てをしたとき。(6) カードを他人に<u>貸与したり譲渡、質入れ、担保提供等を行ったとき</u>又はカードを利用して購入した商品・権利を質入れ、譲渡、賃貸するなど当社が有する商品・権利の所有権を侵害する行為をしたとき。</p>	<p>社に対する一切の未払債務を直ちにお支払いいただきます。(1) カードショッピングの支払金のいずれか一つでも支払を遅滞し、当社から 20 日間以上の相当な期間を定めてその支払を書面で催告を受けたにもかかわらず、その期限までにお支払いのなかったとき。但し、第 2 号の場合を除く。(2) 売買契約等に基づく商品等購入又は役務提供の目的・内容が会員にとって営業のためのものであるなど割賦販売法第 35 条の 3 の 60 第 1 項に該当する場合は、カードショッピングの支払金の支払を 1 回でも遅滞したとき。(3) 自ら振出した手形、小切手が不渡りになったとき又は一般の支払を停止したとき。(4) 強制執行、保全処分又は滞納処分を受けたとき。(5) 破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、特別清算、清算、その他倒産手続の申立てを受けたとき又は自らこれらの申立てもしくは調停・特定調停の申立てをしたとき。(6) カードを他人に<u>貸与、譲渡、質入れ、担保提供等をし</u>又はカードを利用して購入した商品・権利を質入れ、譲渡、賃貸するなど当社が有する商品・権利の所有権を侵害する行為をしたとき。</p>
<p><u>第 19 条 (債権譲渡)</u> 本会員は、当社が事前に通知することなく本規約に基づく債権を必要に応じて当社の取引金融機関等に譲渡することに異議がないものとします。</p>	<p><u>削除</u></p>
<p><u>第 20 条 (住民票等取得の同意)</u></p>	<p><u>第 19 条 (住民票等取得の同意)</u></p>

### 第23条 (ポイントサービス等)

1. 会員は、当社又は提携会社がポイントサービス等 (以下「ポイント」といいます。) を提供する場合、付帯サービスとして利用することができます。会員が利用できるポイントの内容については、別途当社から本会員に対して通知するか当社のホームページにて公表するものとします。
2. 会員は、ポイントサービス等に関する規約等が別途ある場合には、当該規約等によって、ポイントの付与等が受けられない場合があることをあらかじめ承諾するものとします。
3. 会員は、当社が必要と認めた場合には、ポイント及びその内容を変更することをあらかじめ承諾するものとします。
4. 会員は、第11条に定める会員資格を喪失した場合又は第13条に定める会員の都合による脱会をした場合ポイントを利用できる権利を喪失するものとします。
5. 当社がポイントを付与した後に、ポイント付与の対象となるカードショッピングについて返品、キャンセルその他当社がポイントの付与を取り消すことが適当と判断する事由が生じた場合、当社は付与したポイントを取り消すことができるものとします。
6. 会員が、次のいずれかに該当したときは、当社は会員へ事前に通知することなく会員が保有するポイントの一部又は全部を取り消し、もしくは付与しないことができるものとします。(1)違法又は不正な手段によりポイントの付与を受けている疑いがあると認められる場合。(2)本規約又はその他当社が定める規約等のいずれか

### 第20条 (ポイントサービス等)

1. 会員は、当社又は提携会社がポイントサービス等 (以下「ポイント」といいます。) を提供する場合、付帯サービスとして利用することができます。会員が利用できるポイントの内容については、別途当社から本会員に対して通知し又は当社のホームページにて公表するものとします。
2. 会員は、当社が必要と認めた場合には、第21条の手続きにかかわらず、ポイント及びその内容を変更することをあらかじめ承諾するものとします。
3. 会員は、第11条に定める会員資格を喪失した場合又は第13条に定める会員の都合による脱会をした場合ポイントを利用できる権利を喪失するものとします。
4. 当社がポイントを付与した後に、ポイント付与の対象となるカードショッピングについて返品、キャンセルその他当社がポイントの付与を取り消すことが適当と判断する事由が生じた場合、当社は付与したポイントを取り消すことができるものとします。
5. 会員が、次のいずれかに該当したときは、当社は会員へ事前に通知することなく会員が保有するポイントの一部又は全部を取り消し、もしくは付与しないことができるものとします。(1)違法又は不正な手段によりポイントの付与を受けている疑いがあると認められる場合。(2)本規約又はその他当社が定める規約等のいずれか

<p>に違反した場合。(3)ポイント付与の対象となるカードショッピングが会員資格喪失事由に該当し又はカードの再発行や再入会、その他当社が発行するカードに繰り返し入会するなど、当社が会員に付与したポイントを取り消し又は付与しないことが適当と判断した場合。</p> <p>7. 当社は、取り消し又は消滅したポイントについて、一切の補償及び責任を負わないものとします。</p> <p>8. 会員がポイントを利用した後に第5項もしくは第6項によりポイントが取り消された場合は、会員はポイント取り消しによる不足額を直ちに現金又は当社の指定する方法にて当社に支払うものとします。</p> <p>9. 会員は、ポイントの商品等の特典に交換した後に、前項のポイントの取り消しがあつた場合は、特典の申込は取り消されます。会員が既に特典を受領している場合には、直ちに当社に対して特典の返還又は特典に相当する金額を支払うものとします。</p>	<p>に違反した場合。(3)ポイント付与の対象となるカードショッピングが会員資格喪失事由に該当し又はカードの再発行や再入会、その他当社が発行するカードに繰り返し入会するなど、当社が会員に付与したポイントを取り消し、又は付与しないことが適当と判断した場合。</p> <p>6. 当社は、取り消し又は消滅したポイントについて、一切の補償及び責任を負わないものとします。</p> <p>7. 会員がポイントを利用した後に第5項もしくは第6項によりポイントが取り消された場合は、会員はポイント取り消しによる不足額を直ちに現金又は当社の指定する方法にて当社に支払うものとします。</p> <p>8. 会員は、ポイントの商品等の特典に交換した後に、前項のポイントの取り消しがあつた場合は、特典の申込は取り消されます。会員が既に特典を受領している場合には、直ちに当社に対して特典の返還又は特典に相当する金額を支払うものとします。</p> <p>9. 会員は、ポイントサービス等に関する規約等が別途ある場合には、当該規約等によって、ポイントの付与等が受けられない場合があることをあらかじめ承諾するものとします。</p>
<p><b>第21条 (規約の変更)</b></p> <p><u>本規約の変更については、当社から本会員に変更内容を通知した後又は新会員規約を送付した後に会員がカードを使用したときは、会員は変更内容を承諾したものとみなすことに異議がないものとします。</u></p>	<p><b>第21条 (規約の変更)</b></p> <p><u>1. 当社は、次の各号に該当する場合には、あらかじめ、効力発生日を定め、本規約を変更する旨、変更後の内容及び効力発生時期を、当社のホームページにおいて公表、その他相当な方法で本会員に周知したうえで、本規約を変更することがで</u></p>



	<p>きるものとしします。(1)変更の内容が会員の一般の利益に適合するとき。(2)変更の内容が本契約に係る取引の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らし、合理的なものであるとき。</p> <p>2. 当社は、前項に基づくほか、あらかじめ変更後の内容を当社のホームページにおいて公表する方法又は当社から本会員に通知する方法（必要があるときにはその他相当な方法を含む）により本会員に周知したうえで、本規約を変更することができるものとしします。この場合、当該周知の後に会員が本規約に係る取引を行うことにより、変更後の内容に対する承諾の意思表示を行うものとし、当該意思表示をもって本規約が変更されるものとしします。</p>
<p><b>第 24 条（準拠法）</b></p>	<p><b>第 23 条（準拠法）</b></p>
<p><b>第 25 条（合意管轄裁判所）</b></p>	<p><b>第 24 条（合意管轄裁判所）</b></p>
<p><b>第二章カードショッピング条項</b>  <b>第 1 条（カードショッピングの利用）</b>  4. 通信料金、サービス料金等の継続的に発生する利用代金の取引を当社があらかじめ承認した加盟店と行う場合は、会員がカード番号、有効期限、会員の氏名・住所等を事前に加盟店に登録することにより、継続的にカードの取引を行うことができます。なお、本項記載の取引において、会員が加盟店に登録したカード番号、有効期限等について変更が発生し、かつ、当該取引継続のために変更に係る情報が加盟店に通知されることが必要又は適当と当社が判断した場合は、当社が会員に代わって当該変更情報</p>	<p><b>第二章カードショッピング条項</b>  <b>第 1 条（カードショッピングの利用）</b>  4. 通信料金、サービス料金等の継続的に発生する各種利用代金の取引を当社があらかじめ承認した加盟店と行う場合は、会員がカード番号、有効期限、会員の氏名・住所等を事前に加盟店に登録することにより、継続的にカードの取引を行うことができます。なお、本項記載の取引において、会員が加盟店に登録したカード番号、有効期限等について変更が発生し、かつ、当該取引継続のために変更に係る情報が加盟店に通知されることが必要又は適当と当社が判断した場合は、当社が</p>

<p>を加盟店に通知することについて、会員はあらかじめ承諾するものとします。</p> <p>6. (1) 会員がジャックス加盟店でカードショッピングをした場合、会員はカード利用代金を当社が会員に代わって加盟店に立替払することを当社に委託するものとします。(2) 会員が Visa カード加盟店、Mastercard 加盟店、JCB カード加盟店でカードショッピングをした場合、会員は加盟店が会員に対するカード利用代金債権を加盟店契約会社に譲渡し、さらに加盟店契約会社が直接又は Visa、Mastercard、JCB を通じて当社に譲渡することをあらかじめ承諾するものとします。</p>	<p>会員に代わって当該変更情報を加盟店又は委託先に通知することについて、会員はあらかじめ承諾するものとします。</p> <p>6. (1) 会員がジャックス加盟店でカードショッピングをした場合、会員はカード利用代金を当社が会員に代わって加盟店に立替払することを当社に委託するものとします。(2) 会員が Visa カード加盟店、Mastercard 加盟店、JCB カード加盟店でカードショッピングをした場合、会員は加盟店が会員に対するカード利用代金債権を加盟店契約会社に譲渡し、さらに加盟店契約会社が直接又は Visa、Mastercard、JCB を通じて当社に譲渡することをあらかじめ承諾するものとします。<u>その場合、会員は、当該譲渡に際し、同時履行の抗弁、無効・取消し・解除の抗弁、譲渡人に対する抗弁、消滅時効の抗弁、相殺の抗弁その他抗弁（但し、第二章第 7 条の支払停止の抗弁を除きます。）を主張しないことをあらかじめ承諾するものとします。</u></p>
<p><b>第 2 条（カードショッピングの支払金の支払方法）</b></p> <p>4. 会員は、分割払手数料又は包括信用購入あっせんの手数料の料率が金融情勢の変化その他相当の事由がある場合には変動することに異議がないものとします。また、リボルビング払の場合、第一章第 21 条の規定にかかわらず、当社から料率変更を通知した後は、通知した時点におけるカードショッピングのリボルビング利用元本残高の全額に対しても改定後の料率が適用されることに会員は異議がないものとします。</p>	<p><b>第 2 条（カードショッピングの支払金の支払方法）</b></p> <p>4. 会員は、分割払手数料又は包括信用購入あっせんの手数料の料率が金融情勢の変化その他相当の事由がある場合には変動することに異議がないものとします。また、リボルビング払の場合、第一章第 21 条の規定に従って当社から料率変更を通知した後は、通知した時点におけるカードショッピングのリボルビング利用元本残高の全額に対しても改定後の料率が適用されることに会員は異議がないものとします。</p>

#### 第4条 (遅延損害金)

1. 本会員がカードショッピングの支払金を遅滞した場合は、支払期日の翌日から支払日に至るまで当該分割支払金又は弁済金に対し、以下の年率を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。(1) 支払方法が翌月1回払以外の取引については当該分割支払金に対し年14.60%を乗じた額あるいはカードショッピングの支払金の全額に対し商事法定利率を乗じた額のいずれか低い額。但し、割賦販売法第35条の3の60第1項に該当する取引の場合を除く。(2) リボルビング払、支払方法が翌月1回払、又は支払方法が翌月1回払以外であっても割賦販売法第35条の3の60第1項に該当する取引もしくは割賦販売法に定めがない権利に関する取引については、当該支払金又は弁済金に対し、年14.60%を乗じた額。但し、売買契約等に基づく商品等の購入又は役務提供の目的・内容が会員にとって営業のためのものである場合を除く。(3) 売買契約等に基づく商品等の購入又は役務提供の目的・内容が会員にとって営業のためのものである場合の取引については、当該支払金又は弁済金に対し、年20.00%を乗じた額。
2. 会員が、期限の利益を喪失したときは、期限の利益喪失の翌日から完済の日に至るまでカードショッピングの支払金の残金全額に対し、以下の年率を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。(1) 前項第1号の取引については、カードショッピングの支払金の残金全額に対し、商事法定利率を乗じた額。(2) 前項第2号の取引については、カードショッピングの支

#### 第4条 (遅延損害金)

1. 本会員がカードショッピングの支払金を遅滞した場合は、支払期日の翌日から支払日に至るまで当該分割支払金又は弁済金に対し、以下の年率を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。(1) 支払方法が翌月1回払以外の取引については当該分割支払金に対し年14.60%を乗じた額あるいはカードショッピングの支払金の全額に対し法定利率を乗じた額のいずれか低い額。但し、割賦販売法第35条の3の60第1項に該当する取引の場合を除く。(2) リボルビング払、支払方法が翌月1回払、又は支払方法が翌月1回払以外であっても割賦販売法第35条の3の60第1項に該当する取引もしくは割賦販売法に定めがない権利に関する取引については、当該支払金又は弁済金に対し、年14.60%を乗じた額。但し、売買契約等に基づく商品等の購入又は役務提供の目的・内容が会員にとって営業のためのものである場合を除く。(3) 売買契約等に基づく商品等の購入又は役務提供の目的・内容が会員にとって営業のためのものである場合の取引については、当該支払金又は弁済金に対し、年20.00%を乗じた額。
2. 会員が、期限の利益を喪失したときは、期限の利益喪失の翌日から完済の日に至るまでカードショッピングの支払金の残金全額に対し、以下の年率を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。(1) 前項第1号の取引については、カードショッピングの支払金の残金全額に対し、法定利率を乗じた額。(2) 前項第2号の取引については、カードショッピングの支

<p>支払金の残金全額に対し、年 14. 60% を乗じた額。(3)前項第 3 号の取引については、カードショッピングの支払金の残金全額に対し、年 20. 00% を乗じた額。</p>	<p>払金の残金全額に対し、年 14. 60% を乗じた額。(3)前項第 3 号の取引については、カードショッピングの支払金の残金全額に対し、年 20. 00% を乗じた額。</p>
<p><b>第 5 条 (早期完済の場合の特約)</b>          本会員が当初の契約のとおりカードショッピングの支払金の支払を履行し、かつ、約定支払期間の途中で残金全額を一括して支払ったときは、会員は 78 分法又はそれに準ずる当社所定の計算方法により算出された期限未到来の回数指定分割払手数料のうち当社所定の割合による金額の払戻を当社に請求できるものとします。</p>	<p><b>第 5 条 (早期完済の場合の特約)</b>  <u>本会員は、分割支払金を弁済期よりも前に支払うことができるものとします。</u>この場合、本会員が当初の契約のとおりカードショッピングの支払金の支払を履行し、かつ、約定支払期間の途中で残金全額を一括して支払ったときは、会員は 78 分法又はそれに準ずる当社所定の計算方法により算出された期限未到来の回数指定分割払手数料のうち当社所定の割合による金額の払戻を当社に請求できるものとします。</p>
<p><b>第 7 条 (支払停止の抗弁)</b>          1. 本会員は、下記の事由が存するときは、その事由が解消されるまでの間、当該事由の存する商品・権利・役務について、支払を停止することができるものとします。(1)商品の引渡し、権利の移転、又は役務の提供がなされないこと。(2)商品・権利・役務に破損・汚損・故障その他の<b>瑕疵</b>があること。(3)その他、商品・権利の販売、又は役務の提供について、加盟店に対して生じている事由があること。</p>	<p><b>第 7 条 (支払停止の抗弁)</b>          1. 本会員は、下記の事由が存するときは、その事由が解消されるまでの間、当該事由の存する商品・権利・役務について、支払を停止することができるものとします。(1)商品の引渡し、権利の移転、又は役務の提供がなされないこと。(2)商品・権利・役務に破損・汚損・故障その他の<b>契約の内容に適合しない事由</b>があること。(3)その他、商品・権利の販売、又は役務の提供について、加盟店に対して生じている事由があること。</p>
<p><b>第 8 条 (カードショッピングの禁止行為)</b>          会員は、次のいずれかに該当するカードショッピングの利用を行ってはならないものとします。(1)換金を目的とした商品もしくは権利の購入又は役務提供の受領に係るもの。(2)国又は地域において法定通貨として</p>	<p><b>第 8 条 (カードショッピングの禁止行為)</b>          会員は、次のいずれかに該当するカードショッピングの利用を行ってはならないものとします。(1)換金を目的とした商品もしくは権利の購入又は役務提供の受領に係るもの。(2)国又は地域において法定通貨として</p>

<p>定められ流通している紙幣又は貨幣(但し、記念通貨その他これに類する通貨収集用のものを除きます。)の購入のためのもの。(3)金融商品取引法の対象である株式・投資信託・FX・デリバティブ等の金融商品の購入のためのもの。(4) <u>仮想通貨</u>の購入のためのもの(但し、当社ウェブサイトで公表している当社が認めた<u>仮想通貨</u>を除きます。)(5)加盟店に対する過去の債務の精算のためのもの。(6)前各号に掲げるもののほか、当社が定め当社ウェブサイトで公表しているもの。</p>	<p>定められ流通している紙幣又は貨幣(但し、記念通貨その他これに類する通貨収集用のものを除きます。)の購入のためのもの。(3)金融商品取引法の対象である株式・投資信託・FX・デリバティブ等の金融商品の購入のためのもの。(4) <u>暗号資産</u>の購入のためのもの(但し、当社ウェブサイトで公表している当社が認めた<u>暗号資産</u>を除きます。)(5)加盟店に対する過去の債務の精算のためのもの。(6)前各号に掲げるもののほか、当社が定め当社ウェブサイトで公表しているもの。</p>
<p><b>第三章カードキャッシング条項</b>  <b>第2条(カードキャッシングの支払金の支払方法)</b>  1. (1)日本国内で利用したカードキャッシングの支払金の支払方法は、1回払、元金定額リボルビング払(以下「リボルビング払」といいます。)のうち会員が利用の際に指定した方法によるものとします。(2)Visa、Mastercard、JCBと提携した日本国外の取扱金融機関等で利用したカードキャッシングの支払金の支払方法は、カードショッピングと同一とします。(3)当社と提携する金融機関等のCD・ATMを利用してカードキャッシングの1回払、リボルビング払を利用した場合、又はリボルビング払利用分の随時弁済を行ったときは、貸金業法第12条の8第2項第3号にみなし利息の除外として規定される金銭の受領又は弁済のために利用するCD・ATMその他の機械の利用料であって<u>政令第3条の2の3</u>に定める額を初回支払金に加算してお支払いいただきます。なお、日本国外での</p>	<p><b>第三章カードキャッシング条項</b>  <b>第2条(カードキャッシングの支払金の支払方法)</b>  1. (1)日本国内で利用したカードキャッシングの支払金の支払方法は、1回払、元金定額リボルビング払(以下「リボルビング払」といいます。)のうち会員が利用の際に指定した方法によるものとします。(2)Visa、Mastercard、JCBと提携した日本国外の取扱金融機関等で利用したカードキャッシングの支払金の支払方法は、カードショッピングと同一とします。(3)当社と提携する金融機関等のCD・ATMを利用してカードキャッシングの1回払、リボルビング払を利用した場合、又はリボルビング払利用分の随時弁済を行ったときは、貸金業法第12条の8第2項第3号にみなし利息の除外として規定される金銭の受領又は弁済のために利用するCD・ATMその他の機械の利用料であって<u>貸金業法施行令第3条の2の3</u>に定める額を初回支払金に加算してお支払いいただきます。なお、日本国外でのカ</p>

<p>カードキャッシングの場合、当該手数料に加え、次項記載の利息と同じ利率及び期間の日割計算による立替払手数料をお支払いいただくことがあります。</p> <p>3. 会員は利率が金融情勢等の変化、その他相当の事由がある場合には変動することに異議がないものとします。また、第一章第 21 条の規定にかかわらず、当社から利率変更の通知をしたときは、通知をしたときにおけるカードキャッシングの利用元本残高の全額に対しても改定後の利率が適用されることに会員は異議がないものとします。</p>	<p>ードキャッシングの場合、当該手数料に加え、次項記載の利息と同じ利率及び期間の日割計算による立替払手数料をお支払いいただくことがあります。</p> <p>3. 会員は利率が金融情勢等の変化、その他相当の事由がある場合には変動することに異議がないものとします。また、第一章第 21 条の規定に従って当社から利率変更の通知をしたときは、通知をしたときにおけるカードキャッシングの利用元本残高の全額に対しても改定後の利率が適用されることに会員は異議がないものとします。</p>
<p><b>第 3 条 (期限前弁済)</b></p> <p>会員が、カードキャッシングの支払金を期限内に弁済する場合には、前条の規定にかかわらず第 1 回返済の期限前の融資金についてはその利用日の翌日より期限前弁済日までの期間に対して、第 2 回以降の返済の期限前の融資残高については前回支払日の翌日より期限前弁済日までの期間に対して、それぞれ実質年率 18.00%の割合で日割計算した利息を融資金又は融資残元本に加算してお支払いいただきます。</p>	<p><b>第 3 条 (期限前弁済)</b></p> <p>会員は、カードキャッシングの支払金を期限内に弁済する<u>ことができるもの</u>とします。その場合には、前条の規定にかかわらず第 1 回返済の期限前の融資金についてはその利用日の翌日より期限前弁済日までの期間に対して、第 2 回以降の返済の期限前の融資残高については前回返済日の翌日より期限前弁済日までの期間に対して、それぞれ実質年率 18.00%の割合で日割計算した利息を融資金又は融資残元本に加算してお支払いいただきます。</p>

(2) 以下のカード会員規約の改定内容  
ローンカード会員規約

(改定前)	(改定後)
<p><b>第一章 一般条項</b> <b>第 2 条 (契約の成立時点)</b> 会員と当社との間のローンカード契約は、当社が入会を承認し、カード発行手</p>	<p><b>第一章 一般条項</b> <b>第 2 条 (契約の成立時点)</b> 会員と当社との間のカード契約は、<u>会員が</u>当社に入会の申込みをし、当社が所定の審</p>

<p><u>続を行った時点（入会日）をもって成立したもの</u>とします。</p>	<p><u>査のうえ、必要な手続きを完了したときに成立</u>します。</p>
<p><b>第3条（カードの貸与・会員資格の有効期間）</b></p> <p>1. 当社は会員1名につき1枚の<u>ローンカード</u>を発行し、貸与いたします。なお、カードの所有権は当社に属します。</p> <p>2. 会員は、カードを貸与されたときに直ちにカードの署名欄に自署し、善良なる管理者の注意をもってカードを使用・保管するものとします。</p> <p>3. カードは、会員のみが利用でき、他人に<u>貸与したり</u>、譲渡、質入れ、担保提供等することはできません。</p>	<p><b>第3条（カードの貸与・会員資格の有効期間）</b></p> <p>1. 当社は会員1名につき1枚の<u>カード</u>を発行し、貸与いたします。なお、カードの所有権は当社に属します。</p> <p>2. 会員は、カードを貸与されたときに直ちにカードの署名欄に自署し、善良なる管理者の注意をもってカードを使用・保管するものとします。</p> <p>3. カードは、会員のみが利用でき、他人に<u>貸与</u>、譲渡、質入れ、担保提供等することはできません。</p>
<p><b>第4条（暗証番号）</b></p> <p>1. 当社は、会員より申出のあったカードの暗証番号を<u>所定の方法</u>により登録します。但し、申出がない場合又は当社が暗証番号としてセキュリティ上、不適格と判断した場合は、当社所定の暗証番号を登録します。2</p>	<p><b>第4条（暗証番号）</b></p> <p>1. 当社は、会員より申出のあったカードの暗証番号を<u>当社所定の方法</u>により登録します。但し、申出がない場合又は当社が暗証番号としてセキュリティ上、不適格と判断した場合は、当社所定の暗証番号を登録します。</p>
<p><b>第7条（お支払）</b></p> <p>4. <u>前二項にかかわらず</u>、当社が提携する金融機関等が設置する現金自動貸付機等によって、当社又は当該設置金融機関</p>	<p><b>第7条（お支払）</b></p> <p>4. 会員は、当社が、前項に定める支払い<u>その他の会員が当社に対して負う債務の支払い</u>について、<u>当社又は金融機関所定の時刻までに振込みを完了するものとし、当該振込みの完了が当該時刻を過ぎた場合に、翌営業日の支払いと取り扱うことができることに異議がないもの</u>とします。</p> <p>5. <u>前三項にかかわらず</u>、当社が提携する金融機関等が設置する現金自動貸付機等によって、当社又は当該設置金融機関等の</p>

<p>等の定めるところにより随時弁済をすることができる場合もあります。</p>	<p>定めるところにより随時弁済をすることができる場合もあります。</p>
<p><b>第 10 条 (会員資格の喪失とカードの利用停止・返却)</b></p> <p>2. 会員が前項のいずれかに該当し、当社又は当社の委託を受けた者よりカードの返却を求められたときは、会員は直ちにカードの返却を行うものとします。また、<u>本会員</u>は、本規約に基づく当社に対する債務については、カードの利用停止又は会員資格の喪失後も本規約の定めに従い支払の責を負うものとします。</p>	<p><b>第 10 条 (会員資格の喪失とカードの利用停止・返却)</b></p> <p>2. 会員が前項のいずれかに該当し、当社又は当社の委託を受けた者よりカードの返却を求められたときは、会員は直ちにカードの返却を行うものとします。また、<u>会員</u>は、本規約に基づく当社に対する債務については、カードの利用停止又は会員資格の喪失後も本規約の定めに従い支払の責を負うものとします。</p>
<p><b>第 11 条 (反社会的勢力の排除)</b></p> <p>1. カードの入会申込者及び会員は、カードの入会申込者及び会員が、現在、次のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。(1) 暴力団。(2) 暴力団員及び暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者。(3) 暴力団準構成員。(4) 暴力団関係企業。(5) 総会屋等。(6) 社会運動等標榜ゴロ。(7) 特殊知能暴力集団等。(8) 前各号の共生者。(9) その他前各号に準ずる者。</p> <p>5. 第 4 項の規定の適用により、当社に損失、損害又は費用（以下「損害等」といいます。）が生じた場合には、<u>会員</u>は、これを賠償する責任を負うものとします。また、第 4 項の規定の適用により、会員に損害等が生じた場合にも、<u>会員</u>は、当該損害等について当社に請求をしないものとします。</p>	<p><b>第 11 条 (反社会的勢力の排除)</b></p> <p>1. カードの入会申込者及び会員は、カードの入会申込者及び会員が、現在、次のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。(1) 暴力団。(2) 暴力団員及び暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者。(3) 暴力団準構成員。(4) 暴力団関係企業。(5) 総会屋等。(6) 社会運動等標榜ゴロ。(7) 特殊知能暴力集団等。(8) 前各号の共生者。(9) <u>テロリスト等 (疑いがある場合を含む。)</u> (10) その他前各号に準ずる者。</p> <p>5. 第 4 項の規定の適用により、当社に損失、損害又は費用（以下「損害等」といいます。）が生じた場合には、<u>カードの入会申込者及び会員</u>は、これを賠償する責任を負うものとします。また、第 4 項の規定の適用により、<u>カードの入会申込者及び会員</u>に損害等が生じた場合にも、<u>カードの入会申込者及び会員</u>は、当該損害等について当社に請求をしないものとしま</p>



<p>6. 第4項の規定に基づき会員資格が喪失した場合でも、当社に対する未払債務があるときは、それが完済されるまでは本規約の関連条項が適用されるものとします。</p>	<p>す。 6. 第4項の規定に基づき会員資格が喪失した場合でも、当社に対する未払債務があるときは、<u>当該未払債務</u>が完済されるまでは本規約の関連条項が適用されるものとします。</p>
<p><b>第13条（期限の利益喪失）</b> 1. 会員が次のいずれかに該当したときは、当然に期限の利益を失い当社に対する一切の未払債務を直ちにお支払いいただきます。なお、旧利息制限法第1条第1項に規定する利率を超えない範囲においてのみ効力を有するものとします。(1)融資の支払金の支払を1回でも遅滞したとき。(2)自ら振出した手形、小切手が不渡りになったとき又は一般の支払を停止したとき。(3)強制執行、保全処分又は滞納処分を受けたとき。(4)破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、特別清算、清算、その他倒産手続の申立てを受けたとき又は自らこれらの申立てもしくは調停・特定調停の申立てをしたとき。(5)カードを他人に貸与したり譲渡、質入れ、担保提供等を行ったとき。</p>	<p><b>第13条（期限の利益喪失）</b> 1. 会員が次のいずれかに該当したとき <u>(但し、第2号から第5号までの事由については、当社が当該事由の発生を知ったとき)</u> は、当然に期限の利益を失い当社に対する一切の未払債務を直ちにお支払いいただきます。なお、旧利息制限法第1条第1項に規定する利率を超えない範囲においてのみ効力を有するものとします。(1)融資の支払金の支払を1回でも遅滞したとき。(2)自ら振出した手形、小切手が不渡りになったとき又は一般の支払を停止したとき。(3)強制執行、保全処分又は滞納処分を受けたとき。(4)破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、特別清算、清算、その他倒産手続の申立てを受けたとき又は自らこれらの申立てもしくは調停・特定調停の申立てをしたとき。(5)カードを他人に<u>貸与、譲渡、質入れ、担保提供等</u>を行ったとき。</p>
<p><b>第16条（債権譲渡）</b> <u>会員は、当社が事前に通知することなく、本規約に基づく債権を必要に応じて当社の取引金融機関等に譲渡することに、異議がないものとします。</u></p>	<p><b>削除</b></p>
<p><b>第18条（規約の変更）</b> <u>本規約を変更する場合は、当社が適当と認める方法により通知をいたしま</u></p>	<p><b>第17条（規約の変更）</b> 1. 当社は、次の各号に該当する場合には、<u>あらかじめ、効力発生日を定め、本規約</u></p>

<p>す。当社が変更内容を通知した後に、<u>会員が本規約に基づく取引をした場合、会員は変更内容を承認したものとみなすことに異議がないものとし</u>ます。</p>	<p>を変更する旨、変更後の内容及び効力発生時期を、<u>当社のホームページにおいて公表、その他相当な方法で会員に周知したう</u>えで、本規約を変更することができるものとします。(1)変更の内容が<u>会員の一般の利益に適合するとき</u>。(2)変更の内容が本契約に係る取引の目的に反せず、<u>変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らし、合理的なものであるとき</u>。</p> <p>2. <u>当社は、前項に基づくほか、あらかじめ変更後の内容を当社のホームページにおいて公表する方法又は当社から会員に通知する方法（必要があるときにはその他相当な方法を含む）により会員に周知したう</u>えで、本規約を変更することができるものとします。この場合、<u>当該周知の後に会員が本規約に係る取引を行うことにより、変更後の内容に対する承諾の意思表示を行うものとし、当該意思表示をもって本規約が変更されるもの</u>とします。</p>
<p><b>第 19 条</b>（犯罪収益移転防止法に基づく対応の同意）</p>	<p><b>第 18 条</b>（犯罪収益移転防止法に基づく対応の同意）</p>
<p><b>第 20 条</b>（準拠法）</p>	<p><b>第 19 条</b>（準拠法）</p>
<p><b>第 21 条</b>（合意管轄裁判所）</p>	<p><b>第 20 条</b>（合意管轄裁判所）</p>
<p><b>第二章 融資条項</b>  <b>第 2 条</b>（返済方法と利率及び利息計算）  3. <u>当社が金融情勢等により利率を変更する旨通知を行ったときは、その通知の発信日をもって利率は当然に変更されたものとします。また、第一章第 18 条の規定にかかわらず、同通知の効力が、通知をしたときにおけるカードの融資残元本の全額に対しても適用</u></p>	<p><b>第二章 融資条項</b>  <b>第 2 条</b>（返済方法と利率及び利息計算）  3. <u>会員は利率が金融情勢等の変化、その他相当の事由がある場合には変動することに異議がないものとします。また、第一章第 17 条の規定に従って当社から利率変更の通知をしたときは、通知をしたときにおけるリボルビング融資残高の全額に対しても改定後の利率が適用されるこ</u></p>

<p><u>されることに会員は異議がないもの とします。</u></p>	<p><u>とに会員は異議がないものとして</u></p>
<p><b>第4条（一括繰上返済）</b>          会員は、本規約に基づく残高を一括して繰り上げて返済する場合は、<u>残元本全額と利息を支払うもの</u>とします。この場合の利息は、<u>本章第2条第2項の利息計算に従い、融資日と同日に返済する場合も同様</u>とします。</p>	<p><b>第4条（一括繰上返済）</b>          会員は、本規約に基づく残高を一括して繰り上げて返済する<u>ことができるもの</u>とします。この場合は、<u>本章第2条第2項の利息計算に従い、残元本全額と利息を支払うもの</u>とします。融資日と同日に返済する場合も同様とします。</p>
<p><b>第5条（期限前弁済）</b>  <u>会員が、融資の支払金を期限前に弁済する</u>場合には、前条の規定にかかわらず第1回返済の期限前の融資金についてはその利用日の翌日より期限前弁済日までの期間に対して、第2回以降の返済の期限前の融資残高については前回返済日の翌日より期限前弁済日までの期間に対して、それぞれ約定利率の割合で日割計算した利息を融資金又は融資残元本に加算してお支払いいただきます。</p>	<p><b>第5条（期限前弁済）</b>  <u>会員は、融資の支払金を期限前に弁済する</u>ことができるものとします。その場合には、前条の規定にかかわらず第1回返済の期限前の融資金についてはその利用日の翌日より期限前弁済日までの期間に対して、第2回以降の返済の期限前の融資残高については前回返済日の翌日より期限前弁済日までの期間に対して、それぞれ約定利率の割合で日割計算した利息を融資金又は融資残元本に加算してお支払いいただきます。</p>